

最高裁秘書第4577号

平成29年11月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月17日付け（同月18日受付，最高裁秘書第4294号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

外国籍であり，通称の印鑑及び口座しか持っていない場合における，修習専念資金の貸与申請方法が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

